

~~~~~  
研究ノート  
~~~~~

働く女性を取り巻く「環境」問題

瀬尾佳美*

1. はじめに

2012 年末政権復帰した自民党の安倍首相は、「女性の活躍は成長戦略の中核である」とし、女性の社会進出を積極的に推進すると明言している。首相官邸の Web site には「女性が輝く日本へ」と題するコーナーがあり、待機児童の解消や管理職の増加などの目標が掲げられている¹⁾。

これに先立つ 2012 年 4 月、OECD から「日本再生の政策」と題するレポート²⁾が出されているが、ここには、財政の健全化や税制改革とともに、「男女格差の是正」が提言されている。日本には伝統的な男女の役割分担が強く残っており、それが日本の長期的な経済活性化の妨げになる可能性が論じられている。

こうした議論の背景には、急速な少子高齢化に直面する日本において、女性を労働者として活用する一方、次世代を産み育てるという役割を同時に担保しなければならないという認識が見てとれる。財政や年金制度の先行き以上に女性の自由や幸福が重視されているのかどうかは気になるところだが、結果として後者がより良くなるのであれば良とすべきであろう。いずれにしても、現在の日本は、他の先進国に比べて女性の社会進出が大幅に遅れており、ドラスティックな転換が求められていると言えるだろう。

* 青山学院大学国際政治経済学部専任講師

1) 首相官邸「女性が輝く日本へ」

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/women2013.html> Last access 2013/06/24

2) OECD, 2012/4, “Policies for revitalization of Japan.

<http://www.oecd.org/general/50190618.pdf> Lst access 2013/12/2

ジャーナリストの千葉敦子は「日本では働きにくい。それは働かない女性が多すぎるからだ」といった趣旨の発言をしている³⁾。荷物が来るのも平日の昼間、役所や銀行が開いているのも平日の昼間、といったかつての状況は、千葉の活躍した1980年代から大幅に改善されている。しかし、女性がフルタイムで働くことが「例外」であることは相変わらずであり、家事や育児の大半を家庭内で女性が担うという現実はあまり変化していない。「平成23年度版働く女性の実情」⁴⁾によると、第一子出産後、継続就業する女性の割合は26.8%に留まる。つまり7割の女性が、この時期に無職⁵⁾となっているのである。

性別にかかわらず自立して働くことが普通のことになるためには、宅配時間の変化にみるような社会的な変化が欠かせない。だがこうした社会的変が起きるためには、需要者側の数の変化が必要である。数が増えれば社会的な変化が起こり、社会的な変化が起こると数も増えやすくなる、という正のフィードバックの構造が、ここに内包されていると考えられる。

クルーグマンは、アメリカにおける働く女性の増加の一因として社会の意識変化を挙げ、次のように述べている：「20世紀前半には、経済的にやむをえない場合は別として既婚女性が働くのは好ましくないとされていたが、今日はそれが当たり前だと考えられている」⁶⁾。社会の変化が女性の社会進出を容易にしたという議論だが、ではそのような「社会の変化」がどうしておきたのかといえば、より多くの女性が働くようになったからであろう。ここにフィードバック構造がある。

正のフィードバックとは状態の変化が進めば進むほどそのスピードが速くな

3) 千葉は類似の主張を何度かしているが、たとえば、千葉敦子、1988、「昨日と違う今日を生きる」、角川文庫、P 113

4) 厚生労働省、2013、「第一子出生年別にみた、第一子出産前後の妻の就業経歴」 「働く女性の実情」 PP 47.

5) 無職の既婚女性・男性は「主婦・主夫」と呼ばれることがあるが、これは家庭内に「主婦(夫)業」という仕事が存在するかのような表現であるため本稿では使用しない。

6) ポール クルーグマン、ロビン ウェルス著、大山 道広、石橋 孝次、塩澤 修平、白井 義昌、大東 一郎(訳)「ミクロ経済学」、2007、pp 14.

る構造のことを言う⁷⁾。典型的には指数関数の解を持ち、変化は、始めは小さく見えても、変化も変化率も次第に急速になる。ただし、正のフィードバックはいつも人間にとって都合がよい方向に回るとは限らない。後退もまた、起きるときには急速に起きてしまう。

近年、特に若い世代を中心に無職（専業）主婦嗜好が急増しているが、フィードバックを逆に回さず、伝統的男女の役割を次世代に持ち越さないためには、先手を打つ政策も有効であると考えられる。この“政策”はなにも、働く女性を積極的に支援するものでなくともよい。現在の日本は女性を家に留めるために、過剰ともいえる経済的インセンティブが用意されており、これが女性の社会進出の便益を大きく引き下げている。「安倍政権が女性の社会進出を支援するなら配偶者控除を廃止すべきではないか」⁸⁾ という議論が出るのはこのためだ。女性が働くのは“自己実現”のためばかりではない。女性にしても男性と同程度の経済人であり、金銭的損得勘定は極めて重要な要素なのである。実際には既婚女性が無職を選択することにインセンティブを与える政策として配偶者控除はそれほど大きいものではなく、保険・年金関係のほうがはるかに重要だがこの点については後述する。

本稿は、第2章でまず現状を概観し、3章では一定の仮定の下にいくつかのシミュレーションを行う。両方を通じて、日本の働く女性を取り巻く環境の構造的問題を明らかにし、政策インプリケーションを引き出すことを目的とする。

2. 日本の働く女性の現状

2.1 国際社会から見た日本

2012年に発表された Gender Gap report によると、我が国の性による格差の

7) 「正のフィードバック」(positive feedback loop): 社会工学系では、ある傾向が進めば進むほど、同じ方向へのスピードが速くなるものを「正のフィードバック」、逆に、ある方向に進むと、逆方向へ加速度が加わるようなものを「負のフィードバック」という。これは人間の価値観とは独立の概念である。本稿ではこの定義を用いる。

8) 森信茂樹, 2013年1月17日, Diamond Online, <http://diamond.jp/articles/-/30628>
last access 2013/07/21

Table. 1 性による Gap の現状の国際比較 (スコアによる比較)

2012 年版 Gender Cap レポートより抜粋

順位	国名	総合	ECONOMIC PARTICIPATION, & OPPORTUNITY	EDUCATIONAL ATTAINMENT	HEALTH AND SURVIVAL	POLITICAL EMPOWERMENT	社会参加順位
1	アイスランド	0.864	0.754	1	0.9696	0.7325	1
2	フィンランド	0.845	0.7847	1	0.9796	0.6162	2
3	ノルウェー	0.840	0.83	1	0.9697	0.5616	3
22	アメリカ	0.737	0.8143	1	0.9792	0.1557	26
69	中国	0.685	0.6753	0.9819	0.9344	0.1496	67
86	バングラデシュ	0.668	0.4799	0.8575	0.9557	0.3804	52
101	日本	0.653	0.5756	0.9869	0.9791	0.0705	113
127	イラン	0.593	0.4116	0.953	0.9714	0.0346	132

状況は、調査対象 135 カ国中 101 位であり、主要な先進諸国はもちろん、中国 (69 位) やバングラディッシュ (86 位) にも大きく遅れをとっている (Table. 1)。

この順位付けは「経済的状況」、「教育の機会」、「医療サービスへのアクセス・健康状況」、「経済的状況」の各スコアを単純平均したものである。第 2 項の「教育」、および第 3 項の「医療サービスへのアクセス・健康状況」は、基本的な人権に近い指標で先進国ではどこも 1 に近い数字が出ている。一方、第 1、第 4 項は大臣クラスの政治家や会社の経営者の女性割合など、政治、経済への参加の指標である。性質の違う二つの指標を平均してしまうと、逆に実情がわかりにくくなるので、2 と 3 を除いて改めて順位付けを行った。結果、日本の順位は 135 カ国中 113 位とさらに後退し、67 位の隣中国との差は開く結果となった (Table. 1 最後の列)。

日本のスコアが低いのは、政治参加・経済参加において、地位の高い女性が極端に少ないことに起因している⁹⁾。参政権や医療を受ける権利など、基本的な人権は担保されているものの、政治・経済の意思決定には女性はほとんどか

9) 言うまでもないことだが、ある個人がそうなりたいかどうかは無関係である。

かわっていない，というのが日本の社会の姿だということになる。さらに同じ Gender Gap report でトレンドを確認してみると，2006年 80位，2010年 94位，2012年 101位と下降トレンド気味であり，ここからは良い方向への変化の兆しは読み取れない。

2.2 教育現場における現状

日本では，社会的地位が高くなればなるほど男性のみの世界になっている。Gender Gap report の順位付けでは，地位の高い政治家と会社役員が観察対象となっているが，この相似形は他の多くの場所でも観察される。たとえば，先に教育へのアクセスは男女にほとんど差はないことを見たが，職場としての教育現場では職位が上がるほど女性の割合が減少する。Fig. 1 は東京大学における女性研究者の割合をグラフにしたものである。

東京大学女性研究者白書によると，女性研究者は有期雇用の助手の割合が高い。専任教官の女性割合は，教授で 4.2%，助手を除く教員全体では 9% ほど

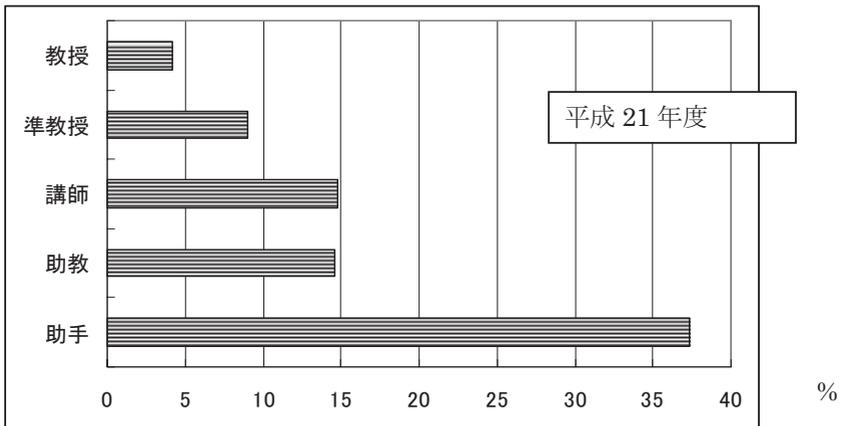


Fig. 1 東京大学の女性研究者の割合（横軸は %）

「東京大学女性研究者白書」¹⁰⁾ より作成

10) 東京大学男女共同参画室，2010，「東京大学女性研究者白書」

で、これはハーバード、イエールといったアメリカの大学に比べて著しく低い¹¹⁾。なお、東大で女性教員の割合が高いのは家政学であるが、その家政学においても助手の80%以上が女性であるのに対し、教授は30%あまりに留まっている。

ちなみに本学においてはアメリカの大学には遠く及ばないものの、東大に比べると女性教員の割合はやや高い。ただし、職位が上がるほど女性の割合が低下するという構図は同じであり、非常勤まで含めた全体に対する女性の割合が30.07%であるのに対し、学部長会では0.00%である。

2.3 「例外」としての女性のフルタイム労働

2.3.1 M字型雇用

厚生労働省が発表した「平成23年度版働く女性の実情」¹²⁾によると女性の就業者数は2,523万人に達した（前年度比で0.04%の増加）。25～29歳の労働力率は77.2%、45～49歳は75.7%であり、この数字だけを見ると女性が働く、あるいは働く意志をもつことは「例外」とは言えない。しかし、これはいわゆる「パート」を含む数字であることに注意が必要だ。女性就業者数の55%は非正規であり、正社員は半数に満たない。これは男性の非正規率18.9%に比べて著しく高い数値である。

女性の就業に関して特長的なのは、いわゆるM字型雇用である。上記のレポートによると、M字の底は年々浅くなっているが、それでも30代の就業率は約67%と、20代40代に比べると少ないことが分かる。つまり、女性は結婚し子育ての時期になるとキャリアを一旦中断し、子供が手を離れたらパートに出る、というのが今も変わらない日本の「伝統」だということになる。女性が働くことは例外ではなくなりつつあるが、正規で働き続けることは相変わらず例外だ、ということである。

急速な少子化が問題視される中で、都市部で保育所が全く足りないという現実、子供を預けて働くことが、これまでいかに例外扱いされてきたかをよく

11) いずれも30%前後、前掲8

12) 厚生労働省 2013

示している。非合法下のアルコール入手よろしく、「例外処理」には余計な時間やエネルギーがかかるものだ。子供を保育所に預けて働きつづけるのは非合法ではないが、認証保育所は厚生労働省の管轄で「保育に欠ける子供のための福祉施設」であるため、共稼ぎでなくても食べていけるケースでの利用は拡大解釈ともいえる。近年、ネットには「認証保育所の待ち行列の順位を上げるために、無認可にいったん預けてポイントを稼ぐとよい」など、非合法の薬物入手法さながらの裏技指南があふれている。“拡大解釈”にともなう不透明な情報下で、藁をもつかむような非生産的労働（保活と呼ばれる）のすべてが働く女性の肩にかかってくる。こうした隠れた費用は、フルタイムで働く人には特に重い。結果、キャリアを中断したくない女性の多くが子供を持たない、あるいは一人しか持たないという選択を意識的/無意識的に行うことになる。近年、M字型の底は浅くなってきているが、これは働く女性の晩婚化、未婚化もあってのことであり、仕事と子育てで両立のハードルが下がってきたと直ちに言えるわけではない。

2.3.2 女性のフルタイム労働を例外とする社会的規範

女性のM字型雇用の状況を見てきたが、女性の意思決定に影響するのは、目に見える費用と便益のバランスだけではない。たとえば、社会的な規範や権威が個人の意思決定に影響することを示す研究は数多く存在している^{13,14,15)}。筆者は、「男性は外、女性は内、働く女性は例外である」とする規範が今もって日本に存在していると感じる。規範の存在とその影響は、本稿後半の考察に関係するので、この節では、それを示す最近の事例をいくつか紹介し検討する。こ

13) Cialdini, B., R. 2001, “Influence and practice, 4th edition” (チャルディーニ著 2008, 「影響力の武器」第二版 誠信書房)。

14) Milgram, S., L. Bickman, Z. Berkowitz, “Note on the drawing power of crowds of different size”, *Journal of Personality and Social Psychology*, Vol 13(2).

15) Asch, S. E. 1951, “Effects of group pressure upon the modification and distortion of judgments.” In H. Guetzkow (ed.) *Groups, Leadership and Men*. Carnegie Press. (アシユ著, 1969, 「集団圧力が判断の修正とゆがみに及ぼす効果」三隅・佐々木訳編『グループ・ダイナミックス I』第2版, 誠信書房。

ういった“規範”はあらゆる局面で様々な人の言葉の端々に登場し、女子が成長する過程で影響を与える。ジェンダーとしての女性が日常的な細事の積み重ねで作り上げられていくというのは、佐藤¹⁶⁾が指摘したとおりである。

① 三井住友銀行の「ママキャリアストーリー」

2012年、三井住友銀行は、上記のようなタイトルの研修映像を作成した。この映像は「子育ては大変です。仕事も大変です。その両方を選んだのはあなたです」という言葉で始まる。内容は働く女性に「覚悟」を迫るものだが、ここからは、「子育てはママの仕事。ママが働くのは自己責任」というメッセージが明確に読み取れる。タイトルがなぜ「パパ・ママキャリアストーリー」でないかといえば、子育てが専ら女性の役割であるという現状認識および、それに特段否定的でない作成者の意識があるからだろう。「両方を選んだのはあなたです」とわざわざ言うのは、それが女性にとって「例外」であるからに他ならない。男性に言わないのは、男が仕事と家庭の両方を持つのは、自己責任による選択というより社会的な規範として当然だからであろう。

② 杉並区議のブログ

2013年2月、「『お願いします。私達の子育てをどうか手伝って下さい』、これが待機親に求められる人としてのマナー、エチケットというものではなからうか」と書いた自民党の田中ゆうたろう区議のブログ¹⁷⁾が問題となった。待機児童で有名な杉並区議である同氏は「最初から社会でお宅の子供の面倒を見ろということか!」と怒りを顕わにしている。

現代人は社会的な動物であり、食料も電気も教育もほとんどすべてをマーケットから手に入れることを“最初から”前提として生まれてくる。どうして子育ての社会的分業だけが怒りの対象となるのか。確かに現在の保育所は、低所得世

16) 佐藤洋子, 1977, 「女の子はつくられる——教育現場からのレポート」白石書店

17) 出典一抹の忸怩なき待機親に一抹の疑義あり: 田中ゆうたろうブログ(2013年付け) <http://blog.tanakayutaro.net/article/62737267.html>

帯の料金が著しく割安となっており、また行政ならではの無駄もあるため多額の税金が投入されている。しかし、これが一方で民業を圧迫し、市場の健全な育成を阻んでいるとすれば、いずれかの方法——認可保育所の拡大か市場の育成——で、問題を解決するのが政治家の仕事である。このような政治家がいる日本において「例外的に」働き続けるコストは重い。

上記のような“大物”以外にも、今の日本には空気のような規範が山ほどある。台所用洗剤の名前は「ママレモン」(Lion)や「ママあんしん」(大同油脂工業)などであり、建売住宅の宣伝でキッチンの中にいる人影はすべて女性である。最近では日本人工知能学会が表紙にコードで繋がれて家事をする若い女性型ロボットのアニメを載せ批判をあびた¹⁸⁾。件の学会は「差別の意図はなかった」との釈明に追われたが、役割分担に関する固定観念の再生産は、差別的意図なく行われるほうがむしろ普通である。差別ある状態を普通だと考えているため、特に意図がなくても再生産できるのである。古典的役割分担の概念はまさに息を吸うように自然に、時に善意と共に振りまかれる。これらの一つ一つは小さく取るに足りない。しかし、積みあがったストローの山は、同じ重さの鉄球より時に始末に悪いものだ。象一頭は追い払っても、散らばった6トンの蟻を残らず駆除するのは難しいだろう。問題は、無数のナイーブの集合であり、善意と規範に踏み固められた大地である。その大地に育った若い女性が自ら無職を希望するのは意外ではない。前出の「働く女性の実情」によれば、未婚女性の理想のライフコースは、M字型と完全無職をあわせて55.8%に及ぶ一方、仕事と家庭の両立志望者は30.6%にとどまる。

2.4 法・制度の現状

結婚・出産後も女性が働き続けようとする、様々な非貨幣的コストがかかる。働く意思をくじく見えないコストが多数ある一方、既婚で働かないことに

18) 2014/1/9 付 IT-media ニュース「人工知能学会：女性差別の意図はない」
http://image.itmedia.co.jp/it/news/articles/1401/09/1_haru_aigakkai.jpg

は明示的で豊富な政府の支援策がある。以下概観する。

① 遺族年金

既婚女性が仕事を続けることの便益の一つは経済的な自立だといえよう。とりわけ、配偶者が死亡した場合、仕事があれば家計が持続的となるのは心強いように見える。ところが、実はこの便益はそれほど大きくない。寡婦に対する公的支援はかなり充実しているからである。

国民年金や厚生年金の被保険者が死亡すると、故人の収入によって生計を立てていた家族は、「遺族年金」が受け取れる。この制度は明確に男女不平等で、妻は30歳以上であるか子供がいればすぐに受け取れる¹⁹⁾が、夫は妻の死亡時に55歳以上であることが必要で、受給開始は60歳からと定められている²⁰⁾。さらに死亡したのが夫の場合に限り、妻は40歳から65歳まで中高齢寡婦加算が支給される(平成22年度で594,200円)。

遺族年金で特筆すべきことは、遺族基礎年金・遺族厚生年金いずれも非課税だということだ。一方、掛け金を支払った本人が年金を受け取る場合、課税所得となる。遺族年金は、既婚無職女性のリスクヘッジとしてきわめて有利な制度である。仮に毎月15万を40歳から50年受給すると9千万円となるが、これがすべて掛け金なし、かつ非課税で受け取れることとなる。これが女性だけの特権であるということは、いわゆる「家庭内分業」をなす場合、女性が外で働き、男性が無職(主夫)という選択に、政府がディスインセンティブを与えていることを意味する。男性が外、女性が家がという選択が一般的であるのは、その方式だけが日本の法制度に支えられているからでもある。

ちなみに、働いている女性の場合でも遺族年金を受け取ることはできるが、受けとれるのは自分の年金か遺族年金の、どちらか一方のみである。平成19年実施の改正前は明示的に選択性となっており、遺族年金のほうが高額であれば、

19) 以前は妻(=女性)であれば、どんなに若くても非課税の年金が生涯にわたって受け取れたが、平成19年から5年間の期限付きとなった。

20) 2013年11月25日大阪地裁はこれを違憲とする判断を示した。判決要旨: 11月26日付け読売新聞朝刊34面。



Fig. 2 働く女性が夫をなくした場合放棄させられる年金のイメージ
平成 19 年実施の改正前後の比較。スクリーンが放棄される部分、白い部分が受け取れる金額を示す。

原則そちらを選択肢、自分の年金は全額放棄することになっていた。この“放棄”という言葉には相当なインパクトがあったと見えて、平成 16 年、「自分の年金と夫の遺族年金の両方が受け取れるように」改正されている（平成 19 年 4 月より実施）。しかし、この中身は、「まず自分の年金を受け取り、遺族厚生年金が自らの老齢厚生年金より額が多い場合、その差額がもらえる」（選択不可）というものである。これを図にすると Fig. 2 のとおり。

一目で明らかのように、改正前後で放棄させられる年金金額は同じである。しかも、改正後に放棄することになる遺族年金は非課税、対して自分の年金は課税所得となる。厚生労働省はこれを「自分自身が納めた保険料をできるだけ年金額に反映させるため²¹⁾」としているが、金に色はついていないのだから、これは相当人を食った説明といえよう。

一般的な厚生年金の掛け金は、免除額にもより、そのときどきの法制度にもよるが、仮に 14% とし、標準報酬月額 40 万程度とすると折半後で 3 万 6 千円程度、30 年でおおよそ千 3 百万円となる。これがゼロとなるなら、その女性は働き続けたことへの“ペナルティー”の重さを感じることだろう。

21) 厚生労働省 平成 17 年 3 月「厚生年金・国民年金 平成 16 年財政再計算結果 第 3 章 平成 16 年度改正」, pp 134.

② 三号被保険者

三号被保険者制度は、厚生年金の加入者(二号被保険者)の配偶者が掛け金なしで保険・年金に加入できる仕組みである。遺族年金とは違い、法律上の男女差はないが、実際の三号は99%が女性であり、かなり前から問題視されている。健康保険も三号の窓口負担は3割だが、掛け金は無料である。三号の健康保険料および年金の原資は他の加入者が負担している。つまり三号は、制度のフリーライダーであり、その費用は共稼ぎ世帯と単身者に割り振られている。その上無職の主婦を養う世帯は、そうでない世帯より平均的な収入が高めであり²²⁾、三号被保険者制度は、実質的に低所得世帯から高所得世帯への所得移転をともなっていることも、繰り返し廃止が検討されてきた理由の一つである。

しかし、もっとも問題なのは、働かないことに大きなインセンティブをあたえることによって、女性の社会参加の意欲をくじくことであろう。三号のメリットを享受するためには、年収が130万円以下である必要がある。これを越えると、高額な保険料が課されるため、パートで働く既婚女性の多くはこの金額を越えないように労働時間を調整する。いわゆる「130万の壁」である。夫の年収にもよるが、妻の収入が130万を超えると、150万くらいまでは夫婦合計の手取額は超過以前を下回る。日本ではどんなに高収入でも限界税率が100%を超えたりはしないことを考えると、この壁の高さが分かる。

さて、三号は「かけ金払わずに医療を利用し年金を受け取る」、という批判をかわすため、政府は平成16年改正(19年実施)で、三号を持つ二号の保険料は「夫婦が共同して負担したとみなす」と改正している²³⁾。担税力のない者が負担したとみなしたところで無職の配偶者を養う者の保険料が二人で一人分にすぎないという事実は改正前と変わらない。この制度への批判は三号がフリーライダーだということが本質であり、誰が負担したと“みなす”か、といった文学的なことは始めから問題視されてはいない。ただこの改正によって、無職の主

22) このことは、年金部会の中でも問題視されているようだ。たとえば、「厚生労働省 社会保障審議会年金部会 平成20年7月2日第10回会議 議事録」。

23) 前掲13, pp 133.

婦が離婚した場合、三号分割により厚生年金の最大半分を取得できるようになったため、経済的な問題で離婚に踏み切れなかった熟年の妻にはメリットがある。

三号被保険者制度など年金まわりの制度改革は、少子高齢化により減少した労働人口を女性の社会進出によって少しでも埋めようとするなら避けては通れない課題のはずである。しかし、安倍政権の「女性進出応援」は、この問題に触れてはおらず、ここに政権の本気度を疑う理由がある*。

③ 福利厚生

現在の制度では子供は被扶養者として両親のうち収入が高いほうの保険組合に入れられることになっている。私学共済がそうであるように、健康保険組合では加入者と被保険者向けに様々な福利厚生が用意されている。手ごろな宿泊施設や小さい子供を連れて参加できるイベントなどである。しかし、共稼ぎの父母が別々の保険組合に加入していると、こうした福利厚生を家族で一緒に利用することができない。たとえば、子供が父親の組合に加入していると、「親子で折り紙」等、市場ベースではまず提供されないようなイベントに母子で参加することはできないのである。

遺族年金などの問題に比べれば、この問題はストローである。しかし、大きいことから一寸したことに至るまで、あらゆる局面で働かない主婦を前提として制度が組まれていることに、働く女性はいちいち意気消沈することになるだろう。日本では、まさに水も漏らさぬ緻密さで、働く女性を例外とした制度設計がなされているのである。

④ 配偶者控除

配偶者控除は夫婦の一方の収入が103万円（課税対象の年間所得で38万円）を越えない場合、もう一方が所得控除を受けられるという仕組みである。この制度も以前より繰り返し批判の対象となっており、小泉政権下ですでに廃止が検討されている。同政権下では配偶者特別控除は縮小・廃止されたが、配偶者控除は今も残っている。

配偶者控除は所得控除であるため、高所得者ほど恩恵が高い。しかし、所得税、住民税合計の限界税率は50%であり、38万円の控除に対する税額は最大

年19万円にすぎない。また、対象者の収入の増加とともに控除額が縮小される仕組みになっているため、いわゆる「103万円の壁」は切り立った壁形ではなく、限界税率が100%をこえるようなポイントは存在しない。これが前述の130万の壁との大きな違いであり、配偶者控除のほうは主婦を家に閉じ込める仕組みとは言いにいく、問題としては小さい。しかし「小問題を解決できない人に大問題が解決できるはずはない。まず、配偶者控除をなくすことから始めるべきだ。」²⁴⁾ という主張も、もっともである。

既婚女性が無職であり続けることにインセンティブを与えるこれらの制度は、しかし、悪意から発せられたものではない。かつて男は外、女は家という役割分担の存在を認識し、それにあわせて制度を設計したものと考えられる。これが結果として役割分担を追認し、それを存続させることとなっているのである。現在の社会状況を考えれば、無職の主婦（しかも女性に限る）を優遇した保険・年金制度は早急な改正が必要なはずである。しかしこうした動きは鈍く、女性の社会参加を促す政策といえ、まず「保育所の充実」が来る。保育所の充実は重要課題ではあるが、これでは社会的性としてのジェンダーの問題と向き合わず、「産む性」としてのみ女性を捉えているように見えてしまう。だからこそ「女性手帳」が、有用な情報を含むにもかかわらず、猛反発を受けて配布できなくなったりするのだろう^{25,26)}。手帳の配布見送りについて法務省人権擁護委員の養父弁護士は、「女性たちは、有形、無形の、ときには善意にもとづく『性別による固定的な役割分担』の押し付けこそが、これと異なる選択をする男性や女性に苦痛や困難を強い、男女共同参画社会形成の最大の阻害要因となっていることを知っている」という主旨の発言をしている²⁷⁾。

養父の言う「苦痛や困難」といった見えない費用(Cとおく)は同様の選択を

24) 原田泰, 2012, 「主婦の既得権を認めれば配偶者控除は廃止できる」Wedge Infinity.

25) 毎日新聞 5月28日付, 「女性手帳: 政府, 配布見送り 「余計なお世話」批判で」。

26) 「女性手帳」は内閣府の「少子化危機突破タスクフォース」が2013年, 5月7日に配布を発表したが, 女性の猛反発をうけて, わずか半月あまりで頓挫した。

27) 弁護士ドットコム, 2013年05月28日, 「批判あいついだ「女性手帳」男女共同参画法にも違反する?」<http://www.bengo4.com/topics/430/> Last access 2013年8月。

した女性の数 (X とおく) やそうした女性を家族にもつ男性の数が増えれば減ってくるのが期待される。すなわち、合理的な仮定として

$$C = C(x), \partial C/\partial x < 0 \dots\dots\dots \textcircled{1}$$

2.5 食卓と住居

さて、先のジェンダーギャップレポートを見ると、アジア諸国が軒並み日本より上位にランクされていることがわかる。これらの諸国では、産休・育休において、日本ほど制度が充実していない。これをもって、日本でも、産休・育休をいっそう充実させるのではなく、むしろ減らしたほうがよいのではないか、という意見も散見される。しかし、ここに因果関係があるかどうかには注意深い考察を要する。今の日本で急に制度を縮小すると、出産を経て女性が仕事を続けることは困難となるのではないか。理由は、日本では女性が働くことが当たり前ではないように社会ができているからだ。例を2つあげよう。

① 食卓

アジア諸国を旅すると、多くの国で外食が日本よりも安くて便利であると感じる。たとえば台湾や中国には小規模な屋台が多数あり、昼食だけではなく、夕食も低価格で簡単に調達ができる。タイには、食材を指定して、目の前で調理してくれる屋台もある。そのせいか、キッチンのないアパートメントも存在しており、小学生が朝食を屋台で調達することも取り立てて珍しいことではない。キッチンがないということは、調理、後片付け、食材や調味料の在庫管理から五徳の掃除まで一連の作業がすべて不要だということを意味している。こうした国々と、子供の一人屋台どころか、子供に手作りの弁当を持たせるような日本と同列には論じられない。日本では、オフィス街の昼食は安く充実していると感じるが、夕食時は飲み屋と贅沢なレストランの他はファミレス程度しか選択肢がなく、塩分やバランスを考えても毎日続けられるものではない。このような状況は需要がなかったからと説明されるのだろうが、需要がないのは、家庭内にタダの労働力が無限に存在していたからであろう。つまり、「暇な女性



台湾の夜市

が多すぎるから」という千葉の言葉で説明されることになる。こうした状況の違いを無視して育休の長さや女性の就業率の相関を見る実証研究をいくら積み上げても、誤謬に陥るだけのこととなろう。

② 通勤

高度成長期ころから、日本住居は郊外へ広がっていった。郊外にベッドタウンが形成されたのは米国も同じであるが、車通勤が選択肢の一つである米国と違い、日本の通勤には電車が使われるのが一般的である。定員超過の電車に1時間も乗って都心に通うのは、健康で家事負担が小さいからこそできる業であろう。大都市圏の有業女性が家事に費やす時間は2時間50分程度²⁸⁾つまり、有職であっても家事労働の大半が女性の負担となっているが、こうした既婚女性が片道1時間、計2時間もしくはそれ以上の通勤時間を通勤に割けば自分のた

28) 「なぜ大都市圏の女性労働力率は低いのか——現状と課題の再検討——」橋本由紀、宮川修子 RIETI Discussion Paper Series 08-J-043.

めの時間はほとんどない。また、満員電車は妊娠中の女性にはリスクともなう。夫が長距離通勤、妻は郊外で無職のまま子育てに専念というライフスタイルは、昭和の都市構造を前提とすれば合理性があり、逆に伝統的男女の役割分担を前提として昭和の都市が造られてきたわけである。現在、住居の都心回帰が進んでいる²⁹⁾が、女性の社会進出を考えれば当然の変化だ。しかし、特に都内は地価が高く住環境もいいとはいえない。東京都の合計特殊出生率は1.06³⁰⁾であり、周辺部の千葉(1.31)や埼玉(1.28)と比較して3割も少ないものこうした住環境を無視して考えることはできないだろう。

3. いくつかの試算

3.1 アクセス費用

さて、商品もしくはサービスを取引するさいに、商品そのものの代金以外にコストがなければ、少量の需要に対しては少量の供給があればそれでよいということになる。しかし、実際には需要者も供給者も空間的に点在しており、両者が会おうには時間や交通費(もしくは配送料)が必要で、これがしばしば無視できない。ここでは保育所の設置を例にとり、アクセス費用を含めた需給の関係を考え、“働く女性が少ないと女性はますます働きにくくなる”という構造を説明する。

保育所を利用するコストは、保育所の利用料金のほかに、保育所に預けるのに必要な時間が含まれる。保育所には子供を朝預けて、夕方引き取るので、都合4回の往復が必要となる。片道15分でも合計で1時間である。職場に保育所があるか、自宅と職場の間に保育所があればよいが、保育所の数が少ないとそうとは限らない。人によっては2人の子供をそれぞれ別々の保育所に預けざるを得なくなっているのが現状である。実際、待機児童が2万人も積みあがっている現在、片道15分ならかなり恵まれている部類に入る。一日8時間働き、

29) 三浦展(2012)「東京は郊外から消えていく」(光文社)。

30) 人口問題研究所, 2012, “都道府県別にみた女性の年齢(5歳階級)別出生率および合計特殊出生率: 2011年” 人口問題研究 68-4 pp. 45~51.

2 時間を通勤にかけ、さらに 3 時間近くを家事にかけるフルタイムで働く既婚女性の、就寝時間を除く一日の残りわずか 3 時間から割く送迎時間なので、保育所へのアクセス時間はきわめてクリティカルな要素となる。

さて、半径 1 の円の中にランダムに保育園が設置されていたとして、保育園の数 (n) と最寄の保育園までのアクセス時間 (t) を考える。円の半径の単位は 1 ユニット時間に移動可能な距離とする。この円のなかに保育園が一つだけのとき、保育園までの距離 ($r: 0 < r < 1$) とすると、期待距離は、

$$\bar{r}_1 = \int_0^1 r \cdot \frac{2\pi r dr}{\pi \cdot 1^2} = \frac{2}{3}$$

つまり、1 ユニット時間が、たとえば 60 分とするとアクセス時間は平均で 40 分ということになる。

円の中に複数の保育所がある場合、最寄の保育所までの距離は、

$$\begin{aligned} \bar{r}_n &= \int_0^1 \frac{2\pi r^2}{\pi \cdot 1^2} \cdot n \left(\frac{\pi - \pi r^2}{\pi} \right)^{n-1} dr \\ &= 2 \int_0^1 n r^2 \sum_{k=0}^{n-1} C_k (-r^2)^k dr \\ &= 2n \sum_{k=0}^{n-1} C_k (-1)^{k+1} \cdot \frac{1}{2(k+1)+1} \end{aligned}$$

これを計算すると以下のようなになる (Fig. 3)。

Fig. 3 の縦軸は、1 ユニット時間に対する割合を示しているの、これを仮に 60 分とすると期待アクセス時間は施設が一箇所のとき 40 分、2 箇所で 32 分、5 箇所なら 22 分となる。

たとえば杉並区 (35Km²) の場合、ゼロ歳児を預けることのできる施設は、17 箇所ある。杉並が円形で近似できるとすると半径は直線距離でおおよそ 3.3Km である。実際に直線でないことと乳児連れであることを考えて、徒歩で計った杉並区の半径を一時間半と見積もると、最短の施設までの平均移動時間は 19 分となる。保育所の場合、送り迎えてこの 4 倍の時間がかかるので一日あたり必要な期待時間は 76 分である。繰り返すが、就寝時間を除く 16 時間のうち、8 時間を労働、2 時間を通勤、2 時間 50 分を家事に割く女性の、残り時間 190 分の

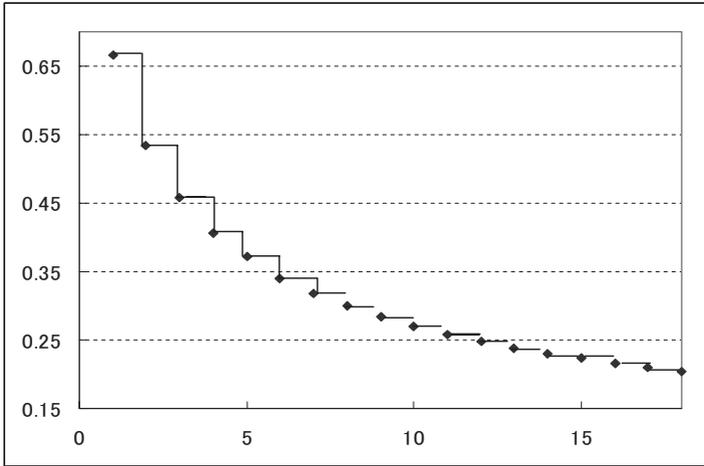


Fig. 3 施設の数と最短の施設への期待アクセス時間の関係
 横軸が施設の数，縦軸がアクセス時間。注目している地域の半径を移動するのに要する時間を1単位時間としており，縦軸はそれに対する割合を表す。

うちの76分である。

保育所が増えるとアクセス時間は原点に対して凸型の、階段状の曲線に従って下がってゆく。利用者の負担する費用は保育所の費用とアクセス費用の和であり

$$\Delta S = P + A(y)$$

となる。ΔSは追加的な一人が負担する費用で、Pは一人当たりの保育料（施設によらずほぼ定額）、Aはその人にとってのアクセス費用である。Aは保育所の数yの減少関数で、供給量を変数とすると階段状に変化する（Fig. 3）。特にyが小さいとき、AはPに比較してかなり大きな値である。公立の保育所では、低所得世帯の保育料金は無料であるため、アクセス費用のみが、このような世帯群の保育費用となる。高所得世帯の負担する保育料は、私立でも公立でも月8万程度であるが、このような世帯の集合ではアクセス時間の期待損失も大きい。時給4千円（年収800万）で保育所までの時間が片道15分、一日1時間と

すると月 20 時間で 8 万円相当となり、高所得者群にとっても、総費用に占める保育料の割合は半分でしかない。

一方、世帯群の限界便益は、夫婦が共に働いたとき得られる追加の所得との兼ね合いになる。世帯によって便益はまちまちであり、群全体として右下がりの曲線となる。Fig. 4 は世帯群にとっての限界費用³¹⁾と、限界便益を図示したものである。保育所を設置する固定費用は他のサービス業に比較して高いものではないと思われるが、短期的にはある適当な個数で供給されるだろう。しかし、均衡点は複数あり仮にある個数で定員に対して需要のほう小さかったとしても潜在需要に対して超過供給であるとは限らない。保育所政策と女性の出生率に関する実証の中には、保育園の定員率が必ずしも女性の就業を促進しないとの研究もあるが、時間距離の問題を無視すると有用な提言が導かれるとは限らない。

さて、慈野と大日³²⁾によると、働き、所得の高い女性ほど結婚、出産をしない傾向が強いという。自分の年金を自分で支払っている一号二号被保険者の妻全体を見ても、三号と比べて有意に出生率が低いという。こうしたグループでは働き続ける便益が大きく、逆に言えば時間あたりの機会損失が大きい上、公立保育所の費用も高くなるため、この実証結果は感覚的な合理性と整合的である。ちなみに「産むことの費用」は働く便益に係るコストではなく、幸福感など子供を持つことの効用と比較されるべきものである。働いていると、子供を持つ効用は同じなのに対して、費用だけが跳ね上がる。収入が高い女性ほど産みたくなくなるのは自然といえるだろう。こうしたグループの遺伝的形質を次世代に伝えるには、所得が上がると急速に上がる公的保育料の再検討など金銭的なコストだけでなく、保育所の地理的設置計画やファミリーサポートの充実など機会損失に着目した産む費用全体を低減する政策が必要となろう。

31) 保育所を利用する追加的な 1 世帯が支出するアクセス費用を含めた費用。

32) 慈野由紀子, 大日康史 1999, “保育政策が出産の意思決定と就業に与える影響” 季刊・社会保障研究 35(2), pp 192-207.

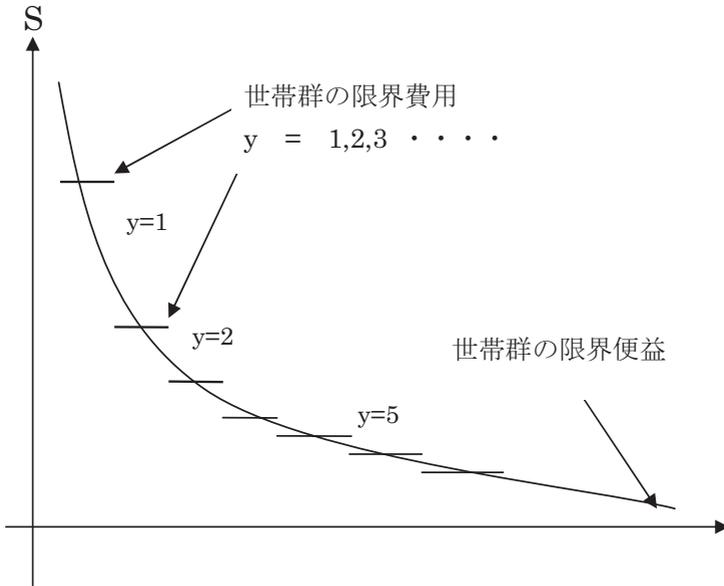


Fig. 4 保育所を利用する世帯群の限界費用と限界便益

縦軸はアクセス時間を含めた費用、横軸は保育される子供の数。限界費用が飛び石状なのは、保育所に定員があり、保育所の数が増えるとアクセス費用が不連続に下がることに対応している。保育される子供の数は世帯群の限界費用と限界便益の交点で決まるが限界費用は y の関数であるため、それぞれの y における均衡点が保育所の定員の上限であるとは限らない。

3.2 政策と負のナッシュ均衡

夫婦の両方が働いている家庭には、片方しか働かない家庭にはない負担が発生することを見てきた。セイラーとサスティーン³³⁾はこれを、「結婚のために重いペナルティーが科せられる恐れがある」と表現しており、スティグリッツ³⁴⁾は「なぜジョーはボブに援助を与えなければならないのか、とたずねるだろう」³⁵⁾

33) セイラー, R., C. R. サスティーン著 遠藤真美訳 「実践行動経済学 第13章『結婚を民営化する』」日経 BP社 P 311.

34) J・E スティグリッツ, 1996, 公共経済学(上) 藪下史郎訳, 東京経済新聞社, p 310.

35) ボブは働かない女性を妻に持っているが、ジョーはそうではない。

と表現している。つまりアメリカにも、程度の差はあっても良く似た状況があるのだといえよう。

ペナルティーと表現するのが妥当かどうかは別として、日本には、不公平感をあおる制度が、税金、保険、年金などいくらかも存在していることはすでに述べた。これらに加えて、「世帯手当」や「家族手当」などの手当が雇い主から支給されることもある³⁶⁾。こういった、古典的な家族を前提とし、労働同一賃金の思想に反するような手当の多くは、現実問題として既婚女性の労働意欲をくじくように作用する。

さて、税金あるいは社会保障費として政府に支払った金は、少なくとも一部は福祉や公共財を通じて国民に還元される。便益は支払いの有無によらず受けられるので、他のカップルが共稼ぎでも片稼ぎでも、片稼ぎのほうが得となるかもしれない。今、同じ会社で働く、二組のカップルを考える。働いている者の年収を額面で800万とし、日本の制度下で国税、地方税、金部掛け金、健康保険料を支払い、その全額が社会保障や公共サービスを通じて、頭割りで還元されると仮定する。両世帯とも同じ人数だけ働いている場合は、負担と同額だけ便益があるので差し引きゼロとしてある。しかし、片方が共稼ぎ、もう片方が片稼ぎの場合は、共稼ぎの世帯から片稼ぎの世帯へ、年間およそ100万円の移転が発生する (Table. 2-A)。

Table. 2-B は再分配に加えて、額面の年収および働かない妻の自由時間の効用を700万と見積もって³⁷⁾加えたものである。このケースでは、二組とも働いたほうが双方の状態はよいが、相手が働いても働かなくても自分が働かないほうが得となる。

カップルの数がふえても、同じ条件である限り、他のカップルの選択の如何によらず働かないほうが得である状況は変わらない。働くカップルの割合に関わらず、働かないカップルと働くカップルの、負担と再分配される利益の差の

36) 青山学院の場合、年額およそ28万円。

37) 専業主婦の価値は1200万などという推計さえあるので、700万円はこれに比較するとかなり控えめな見積もりである。

働く女性を取り巻く「環境」問題

違いは同じである（このケースでは 208 万円）。だが、再分配される金額に対する差額の割合は、働くカップルの割合が多くなればなるほど小さくなるし、なによりフリーライダーの割合が減少することで働くカップルの所得に対する負担割合が小さくなるため、不公平感は小さくなるであろう。

Table. 2 二組のカップルの選択と利得

保険料 99.6 万円，配偶者控除なしの所得税，住民税，復興税は各 49.7 万円，46.9 万円，10,400 円，配偶者控除ありの場合はそれぞれ 42.1 万円，43.6 万円，88,00 円。介護保険料は入っていない。年金は厚生年金で計算し，事業者負担分を除いてある。

表 A	二人とも働く	一人しか働かない
二人とも働く	0, 0	-¥1,041,500, ¥1,041,500
一人だけ働く	¥1,041,500, -¥1,041,500	0, 0
表 B	二人とも働く	一人しか働かない
二人とも働く	1600 万円, 1600 万円	1496 万円, 1604 万円
一人だけ働く	1604 万円, 1496 万円	1500 万円, 1500 万円

上記の仮想実験は、税額等は現行のものだが、強い仮定の下に数値を割り当てただけのものであり、専業主婦控除や三号被保険者制度に起因する不公平感を概念的に示しているにすぎない。しかし、女性が働かないことにインセンティブを与える制度が大きくなればなるほど、実際に好ましくないナッシュ均衡に陥りやすくなるだろう。

3.3 働く女のソシオダイナミクス

すでに見たように、既婚女性が働くかどうかの決定には様々な要素が関係する。まず働くことによって得られる賃金，働くことによる精神的な満足感，一方、保育所や健康保険料など働かなければ発生しないコスト，長距離の通勤や、女性がやって当然だと思われる家事負担に加え，働く女性に向けられる非難や差別などの社会的圧力。こうした状況を総合的に勘案して個人は最終的に働くかどうかの決定をする。現時点で実際にどのような項目と労働率に相関があるかについては専門の研究に譲り，ここでは，フルタイムで働く女性の労働

および生活環境は、同様の女性および同様の女性を家族に持つ男性の増加とともに改善し、減少とともに悪くなること、すなわち式①を仮定し、逐次的なダイナミクスモデルで現状を記述する。女性が働くことが普通でない社会であれば、保育所へのアクセス距離が大きくなったり、事務作業に平日の昼間の時間を取られたりするなどの追加的なコストが要求されるが、働く女性の数の増加にともない、順次改善されるはずであるのはすでに議論した。

さて、各個人の意思決定は、複数のストラテジーに関する成功体験を踏まえて確率的に決まるものとする³⁸⁾。すなわち

$$P_i = \frac{M_i}{\sum_j M_j}$$

ここで、 P : $0 \leq P \leq 1$, 選択肢 i を選択する確率

i : ストラテジー

M : 成功体験数

ここで、意思決定を決定論的なものではなく、確率的に決まるとしたのは、既婚女性が働く、働かない、の選択をする機会は限られているため、成功体験は周囲の先輩のものであって不確実性が高いことに対応している。 M を適当な定数 T を用いて

$$U_i(t) = T \cdot \ln M_i(t-1)$$

なる U を導入する。 U は経験則をふまえ、認知された価値であり、感覚器による刺激の知覚が対数スケールによく合致するという経験的な法則 (Weber's and Fechner's law)³⁹⁾ を考慮している。時刻 t における価値観、もしくは行動指針は、それより前の他の人の経験にも影響されるものとする。意思決定の機会は限られている上、資格の取得や通勤を考えての住居の決定など、相応の準備を伴う場合もあるからである。

38) Helbing, D., "Quantitative Sociodynamics", 2d edition., Chap 2.2.2, "probabilistic Decision Theories", Springer.

39) Shigemoto, K., 2002, "Weber-Fechner's Law and Demand Function.", Tezukayama Academic Review, Vol. 9, p. 41-46.

さて、ストラテジー i を $i=1$ (働かない), $i=2$ (働く) の2つとし、 U を個人の経験から得られた散らばりのある部分と、時刻 t における社会的状況の和に分解する。前者は機械的に正規分布で与えられるとし、後者は $t-1$ における働く人の割合で決まるとする。ストラテジー 1 を基準として前者後者ともゼロとし、働く場合の利益およびコストを働かない場合の差であらわす。このとき、社会全体での働く人の割合は

$$P_2(t) = \frac{1}{N} \sum_j \frac{e^{U_{2j}(f_j, g(t-1))/T}}{e^{U_{2j}(f_j, g(t-1))/T} + 1}$$

N : 系の人数

f_j : 選択肢 i についての個人 j の経験・嗜好

$g(t-1)$: $t-1$ 期における社会的な状況

簡単のために

$$U_{2j}(t-1) = f_{2j} - (C - aP_2(t-1))$$

C : 時刻に関係なく発生するコスト

a : 係数

とする。

a と C を現実と矛盾なく適当に決めるものとする、 T を入れておく必要はないが、選択確率は U の相対的な値だけではなく、その絶対的な大きさにも関係することを明示する意味でいれてある。 T は価値観に対する意思決定のセンシティブティー（不確実性の大きさ）に関係する値と理解することができる⁴⁰⁾。

N を 100 人として正規分布に従う乱数を用いて計算した結果を Fig. 5 に示す。不確実性が低い場合⁴¹⁾、典型的には Fig. 9-① のような S 字カーブが現れる。最初の変化は遅いが、ある程度人数の割合が増えると、正規分布の山の人たちに

40) 前掲 38.

41) このモデルの場合、不確実性が高いと、選択をランダムでおこなうことになり、確率は選択肢の数の逆数に張り付くためシナリオ設定には注意が必要である。

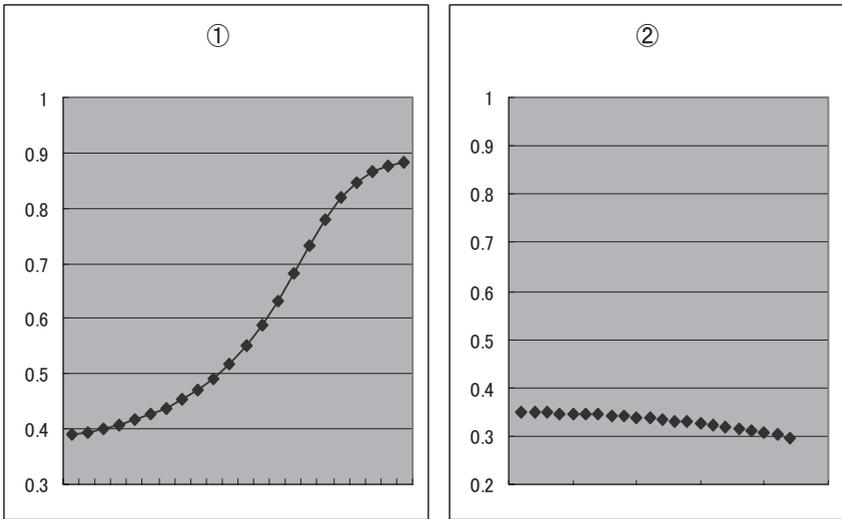


Fig. 5 計算結果：横軸は時間経過，縦軸は働く女性の割合

とってのコストが下がるので，変化のスピードは速くなる，つまりある種の臨界点が現れる。しかし，それでも一定のテイルが残るという状況を記述することができる。一方で，何かの事情で働く人が減るなり働くコストが上がるなどすると，フードバックの向きが逆になるかもしれず，そうなると働く環境はほとんど変化しないか，むしろ次第に悪くなる (Fig. 9-②)。

4. 結論

本稿の結論はシンプルである。多くの女性が働く社会では，追加的な一人の女性が働くことのコストは低く，逆に女性が働くことが例外である社会では，そのコストは重く，しばしば便益に見合わない。しかし，ある時点における状況を前提として行われる各人の合理的な判断の集合が，社会全体の最適となるとは限らない，ということである。

女性に差別的な制度は，現在の技術を前提にすると不合理である。差別的な制度が，かつて世界のどこにでもあったのは，以前の技術的状况——洗濯機が

ないため家事は長時間を要し、工作機器がないため力仕事は人が牛馬にたよるほかに、兵士は頭より筋力が重要だった時代——には合理的であったからに他ならない。要するに、男女の役割分担は歴史的な経路に依存して発生したもので、現在、白紙に絵を描くならそうはならない類のものである。しかし、伝統的役割分担の時代には、それをするにあたり合理的な政策が必要となる一方、そのような政策を前提に人々が生き方を決定するなら、政策が必要とされた時代の役割が、政策の下で合理的となってしまう。つまり、政策と人々の合理的な判断がデッドロック状態にはまり出られなくなってしまうのである。このような状態を改革するには、三号被保険者制度や専業主婦控除の廃止、家族手当・世帯主手当を経費からはずすなど、主婦が働かないことにインセンティブを与えている政策を大胆に転換し、「働き納税者となることが男女を問わず大人のデフォルトである」というメッセージを打ち出すことが必要であろう。

注* この原稿執筆から約半年後の2014年3月19日、安倍首相は配偶者控除の縮小・廃止の検討を指示したと伝えられている。